

1. 業務委託当初契約時の契約課への提出書類（令和7年12月に変更した箇所は赤字で表記）

以下の書類は契約と同時に契約課へ提出してください。

（1）測量・建設コンサルタント等業務委託

- ・業務着手届
- ・当該業務に必要となる資格者証明書の写し
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（2）監理業務委託

- ・業務着手届（管理技術者1名）
- ・当該業務に必要となる資格者証明書の写し
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（3）道路維持修繕業務委託

- ・現場代理人及び主任技術者等指名届（委託用）
- ・当該業務に必要となる資格者証明書の写し
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（4）道路巡視業務委託

- ・業務着手届（現場代理人1名）
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（5）樹木管理業務委託

- ・業務着手届（業務責任者1名）
- ・資格者証明書の写し（造園）
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（6）その他業務委託（草刈等）

- ・業務着手届（業務責任者1名）
- ・雇用関係の確認ができるもの（健康保険証等）

（7）崩土撤去業務委託

- ・提出書類なし

提出内容に変更があった場合は調査員（監督員）と協議の上、変更の届出をしてください。

2. 雇用の確認できる書類について

※プライバシー保護のため、保険者番号及び被保険者記号・番号等を復元できないように、マスキング処理を行ったものを提出してください。なお、これまで雇用関係の証明書類として認めていた健康保険証については、令和7年12月1日をもって有効期間が終了したことに伴い、証明書類としての取扱いを廃止しました。

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	最新の通知書の発行日	役員等で金額が入っていない場合は登記簿謄本の写しも必要
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書の写し	最新の証明書の証明日	
給与台帳等給与の支払い状況の確認できる書類の写し（受注者の記名押印したもの）	給与台帳等の支払い状況による	
雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の写し	証明日（3か月以内のもの）	